

# 青森県報

号外第四十号

平成十八年  
四月一日  
(土曜日)

## 目次

### 告示

- 青森県景観計画の策定……………(雄志田町) …… 一
- 青森県景観条例の規定による市町村条例適用地域の指定… ( 同 ) …… 六
- 青森県景観形成基本方針の変更の公表……………(都庁計画課) …… 六
- 青森県公共事業景観形成基準の変更の公表……………( 同 ) …… 九

## 告示

青森県告示第百三十一号

景観法(平成十六年法律第百十号)第八条第一項の規定により、青森県景観計画を定めたので、同法第九条第六項の規定により次のとおり告示する。

なお、青森県景観計画に係る図書は、青森県県土整備部都市計画課に備え置かれ、縦覧に供する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

## 青森県景観計画

### 第1 景観計画区域

青森県の区域(景観行政団体である市町村の区域を除く。)の全域とする。

### 第2 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

#### 1 良好な景観の形成の基本目標

青森県景観形成基本方針に基づき、次に掲げる事項を基本目標とし、良好な景観の形成を図るものとする。

- (1) 青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成
- (2) 快適で活力に満ちた景観の形成
- (3) 「人にやさしい」景観の形成

#### 2 良好な景観の形成の促進に当たっての基本的な考え方

青森県景観形成基本方針に基づき、次に掲げる事項を基本的な考え方として、良好な景観の形成の促進を図るものとする。

- (1) 保全、創造、育成の面からの景観の形成
- (2) 県、県民及び事業者の積極的な参加による景観の形成
- (3) 総合的、長期的な景観の形成

#### 3 大規模行為に係る良好な景観の形成に関する基本的な事項

大規模行為(第3の1に規定する大規模行為をいう。以下同じ。)については、次に掲げる事項を考慮し、景観計画区域全域を対象に、積極的に良好な景観の形成を図るものとする。

- (1) 届出に対する催告、命令等の適正な運用を図ること。
- (2) 大規模行為の計画段階において景観への配慮が行われるよう関係団体等との十分な連携を図りながら、啓発及び事前指導を徹底すること。
- (3) 市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮すること。

#### 4 公共事業等による良好な景観の形成の推進

公共事業等の実施に当たっては、次の事項を考慮して、良好な景観の形成の先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

- (1) 公共事業景観形成基準に従い、安全性、機能性の確保を基本としつつ、周辺の景観と調和するとともに、高齢者、障害者等にも配慮した人にやさしい施設づくりを行うこと。

(2) 市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮すること。

5 援助及び啓発の実施

良好な景観の形成に関する県民及び事業者の自主的、主体的な活動を促すため、青森県景観形成基本方針に基づき、援助及び啓発の取組を行うよう努めるものとする。

6 良好な景観の形成に関する法令等の活用

良好な景観の形成に関する施策については、他の法令等との調整を図りながら、適正かつ効果的な運用を行い、総合的に良好な景観の形成を促進するものとする。

第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 大規模行為

景観計画区域内における行為の制限の対象とする行為は、次に掲げる大規模行為とする。

大規模行為	規 模
(1) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）でその高さ又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新築、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）若しくは移転又は右欄に掲げる規模を超える外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更	建築物の規模にあつては、高さ13メートル又は建築面積1,000平方メートルとし、外観の変更の規模にあつては、建築物の外観に係る面積の2分の1に相当する面積とする。
(2) 次に掲げる工作物（建築物を除く。以下同じ。）でその高さ	工作物の規模にあつては、次の表の左欄に掲げる工作物の区分に応じ、同表の

又は面積が右欄に掲げる規模を超えるものの新設、増築（増築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）、改築（改築後の高さ又は面積が当該規模を超えることとなるものを含む。）若しくは移転又は右欄に掲げる規模を超える外観の変更をすることとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

右欄に定めるとおりとし、外観の変更の規模にあつては、工作物の外観に係る面積の2分の1に相当する面積とする。

ア さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ20メートル
イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（イに規定する支持物に該当するものを除く。）	高さ（建築物と一体となつて設置される場合から当該工作物の上端までの高さ）13メートル
ウ 煙突、排気塔その他これらに類する工作物	高さ（建築物と一体となつて設置される場合から当該工作物の上端までの高さ）13メートル又は表示面積の合計が15平方メートル
エ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）	高さ13メートル又は表示面積の合計が15平方メートル
オ 物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ13メートル又は表示面積の合計が15平方メートル
カ 広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ13メートル又は表示面積1,000平方メートル
キ 彫像、記念碑その他これらに類する工作物	高さ13メートル又は表示面積1,000平方メートル
ク 観覧車、コースター、ウオーターシュートその他これらに類する遊戯施設	高さ13メートル又は表示面積1,000平方メートル
ケ 自動車車庫の用に供する立体的施設	

<p>コ アスファルトグラント、コンクリートグラントその他これらに類する製造施設                  サ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設                  シ 汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設</p>	
<p>(3) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>土地の面積にあっては3, 000平方メートル、法面の高さにあっては5メートルとする。</p>
<p>(4) 土石の採取又は鉱物の掘探で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>土地の面積にあっては3, 000平方メートル、法面の高さにあっては5メートルとする。</p>
<p>(5) 土地の形質の変更（開発行為、土石の採取及び鉱物の掘探を除く。）で、当該行為に係る土地の面積又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>土地の面積にあっては3, 000平方メートル、法面の高さにあっては5メートルとする。</p>
<p>(6) 屋外における土石、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2</p>	<p>高さにあっては5メートル、土地の面積にあっては1, 000平方メートルとする。</p>

<p>条第1項に規定する廃棄物、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源その他の物件の堆積<sup>たまり</sup>で、その高さ又はその用に供される土地の面積が右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	
<p>(7) 水面の埋立て又は干拓で、当該行為に係る水面の面積又は当該行為に伴い生ずる法面の高さが右欄に掲げる規模を超えるもの</p>	<p>水面の面積にあっては3, 000平方メートル、法面の高さにあっては5メートルとする。</p>

- 2 景観法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為  
 景観法第16条第1項第4号の条例で定めるべき行為は、前項の表第4号から第7号までに掲げる大規模行為とする。
- 3 大規模行為景観形成基準  
 大規模行為景観形成基準（景観法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要な制限をいう。）は、次のとおりとする。

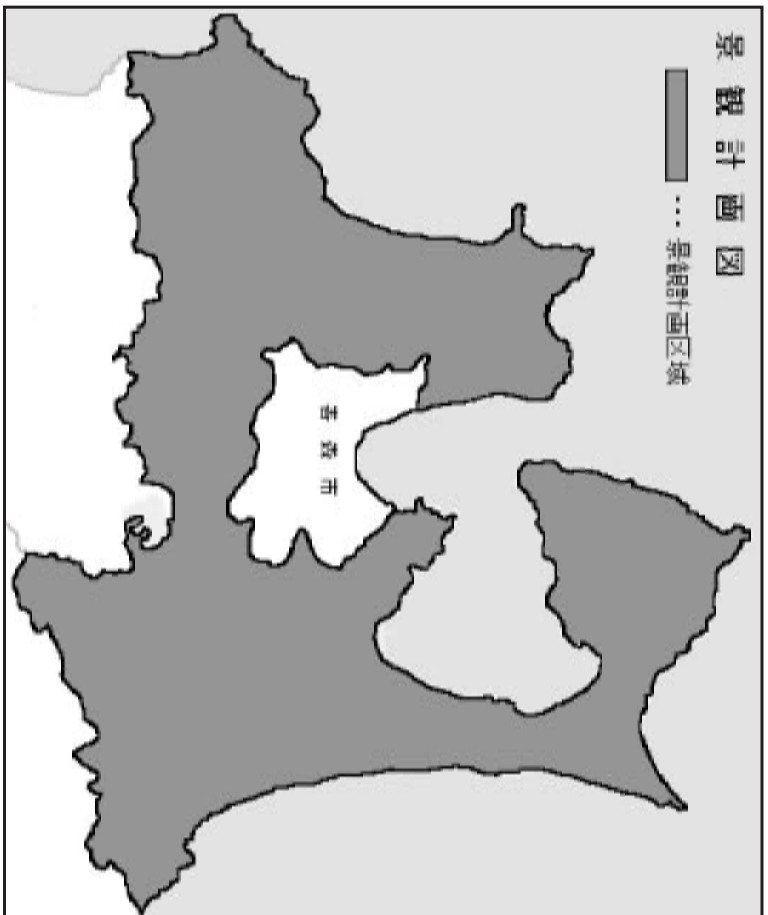
区分事項	基準
<p>共通事項</p>	<p>(1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。                  (2) 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。                  (3) 行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する</p>

	<p>計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するように配慮すること。</p> <p>(4) 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するように配慮すること。</p>
<p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更</p>	<p>位置、規模並びに形態及び色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）</p> <p>(1) 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(2) 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するように規模及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(3) 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するように配慮すること。</p> <p>(4) 市街地にあつては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。</p> <p>(5) 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。</p> <p>(6) 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。</p> <p>(7) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p>
<p>素 材</p>	<p>(1) 周辺景観と調和する素材を採用するように配慮すること。</p>

	<p>(2) 可能な限り、耐久性に優れた維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するように配慮すること。</p>
<p>敷 地</p>	<p>(1) 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するように配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するように配慮すること。</p> <p>(2) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するように配慮すること。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>(1) 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>(2) 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれることがないよう配慮すること。</p> <p>(3) 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。</p> <p>(4) 行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>開発行為その土地の形質の変更</p> <p>現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。</p> <p>敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある</p>

土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
	そ の 他	採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
屋外における物件の堆積 <small>たまり</small>	そ の 他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とすよう配慮すること。
	方 法	高さを可能な限り抑えとともに、整然とした物件の堆積 <small>たまり</small> を行うよう配慮すること。
水面の埋立て又は干拓	そ の 他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。
	方 法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

別 図



青森市の区域を除く青森県の全域



青森県告示第百二十二号

青森県景観条例（平成八年三月青森県条例第一号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり市町村条例適用地域を指定するので、同条第二項の規定により非公示とする。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 郎

名 称	区 域	施行期日
弘前市都市景観条例適用地域	弘前市の区域	平成十八年四月一日

公 告

青森県景観形成基本方針の変更の公表

青森県景観条例（平成八年三月青森県条例第一号）第七条第一項の規定により定められた青森県景観形成基本方針を変更したので、同条第五項において準用する同条第四項の規定により次のとおり公表する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 郎

青森県景観形成基本方針

今日、人々は、生活のゆとりや潤い、人を思いやる心、美的な感性など豊かな人間性の回復を求めています。

優れた景観は、快適な生活環境を創出し、県民に郷土への誇りと愛着をばぐくみ、さらには次代を担う子供の情操を育ててくれるものであり、これからの時代には欠くことのできない重要な要素です。また、地域の個性づくり、魅力向上を通じ、地域の活性化にも役立つものです。

幸い、本県は、四季が表情豊かに移りゆき、緑豊かな山脈（やまなみ）、清らかな水のある川や湖、変化に富んだ海岸線などの美しい自然の景観を有しています。また、遠い縁（えにし）の優れた歴史的・文化的遺産、独特な田園や町並みなど、先人がたゆまぬ努力によって創り、受け継いできた景観にも恵まれています。

景観は、地域の文化の表れであり、人々の営みにより変化していくものです。

次の世代に誇りを持って、このすばらしい県土を引き継ぐためには、今に生きる私たち一人一人が、青森の景観の良さを見つめ直し、これを守り、また、利便性や開発との調和を図りながら、新たに良好な景観を創り上げていくよう努力していくことが大切です。

ここに、県民が心を合わせ、青森らしい、良好な景観を守り、育て、創り上げていくため、青森県景観形成基本方針を定めます。

第1 良好な景観の形成に関する基本構想

1 良好な景観の形成の基本目標

(1) 青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成

本県は、広大な平坦な地や柔らかな稜線の山脈等から構成される地形を有し、明確な四季と、豊かな緑や水、さらにはこれらを基盤とし長い時間の中で培われた個性豊かな文化に恵まれています。

県民の郷土愛をばぐくみ、訪れる人々にとっての魅力を高めるため、このよゆうな地形や気候、植生、文化など地域の景観資源を活用し、青森らしさ、地域らしさを生かした景観の形成を図ります。

(2) 快適で活力に満ちた景観の形成

目指すべき良好な景観は、県民に精神的な豊かさを実感させるものであり、単に視覚的に美しいだけでなく、地域社会の活力の源泉や高い生活水準の証ともなります。

このため、機能と美、にぎわいと落ち着き、開発と保全などの調和に配慮して、快適で活力のある景観の形成を図ります。

### (3) 「人によさしい」景観の形成

精神的な豊かさを実感できる安らぎある暮らしやすい社会を実現するためには、「見える環境」である景観からも、豊かな人間性が感じられる必要があります。

このため、高齢者、障害者等も含め、県民がひとしく安全、安心を感受できるように、温もりのある、人によさしい景観の形成を図ります。

## 2 良好な景観の形成の促進に当たった際の基本的な考え方

### (1) 保全、創造、育成の面からの景観の形成

良好な景観は、地域の共有財産であるとの認識に立ち、既にある人々に親しまれている景観の保全に努め、将来にわたって継承していくとともに、積極的に良好な景観の創造に努めていきます。

また、既にある景観を生かしながらより良い景観に成長させていくという育成の視点を持つことも重要です。

### (2) 県、県民及び事業者の積極的な参加による景観の形成

良好な景観の形成は、県、県民及び事業者がそれぞれの責務に応じ、積極的にこれに参加し、協力し合うことにより初めて実現できる一体的な取組です。

このため、県は、自ら良好な景観の形成の先導的役割を果たすとともに、県民及び事業者が、景観の重要性を認識し、身近なところから自主的に良好な景観の形成に取り組みやすい環境を整えていきます。

### (3) 総合的、長期的な景観の形成

景観は、自然的要素と人為的要素によって構成され、県、県民及び事業者の様々な営みにより、長い時間の中で形づくられます。

このため、良好な景観の形成は、県、県民及び事業者がそれぞれの役割を分担しつつ、相互に連携、調整を図り総合的に行うとともに、望ましい地域づくりの在り方を踏まえ、長期的な観点から進めます。

## 3 景観計画区域に関する基本的な事項

(1) 良好な景観の形成を図る上で特に重要と認められる地域に関する基本的な事項

ア 次に掲げる地域その他の地域のうち、県土の良好な景観の形成を図る上で特に重要と認められる地域を景観形成重点地域として、地域の特性を生かし

た良好な景観を重点的かつ先導的に形成していきます。

山岳、高原、海岸、湖沼等の自然景観を有する地域  
伝統的町並み、神社、寺院、遺跡等の歴史的遺産又は文化的遺産を有する地域

田園景観を有する地域

都市景観を有する地域

イ 景観形成重点地域については、次の事項を考慮します。

原則として共通の景観特性を有し、一定の広がりを持つ地域であること。

良好な景観の形成に関し、関係市町村や地域住民により、十分な合意が形成され、かつ、積極的な取組が期待される地域であること。

景観特性、景観資源等の著しい変化が予想されるなど、良好な景観の形成に緊急性を有すると認められる地域であること。

地域の景観特性、景観資源、主要な視点場の実態を踏まえて、良好な景観の形成の方向を明らかにすること。この場合、関係市町村、地域住民等の意向を十分踏まえること。

公共事業等の実施に当たっては、良好な景観の形成の方向に十分配慮するとともに、特に先導的な景観の形成に努めること。

### (2) 大規模行為に係る良好な景観の形成に関する基本的な事項

大規模行為は景観に大きな影響を与えるものであるため、周囲の自然や町並み等と調和させることが必要です。

このため、大規模行為については、県土全域を対象に、積極的に良好な景観を形成していきます。また、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針、良好な景観の形成に関する計画その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮します。

## 第2 その他良好な景観の形成に関する重要な事項

### 1 公共事業等による良好な景観の形成の推進

公共の道路、橋、建築物等は、不特定多数の人の目に触れるものであるとともに、大規模なものや地域の景観の骨格を形成する基盤となるものが多く、県土の景観を構成する重要な要素であることから、公共事業等の実施に当たっては、次の事項を考慮して、良好な景観の形成の先導的な役割を果たします。

(1) 公共事業景観形成基準に従い、安全性、機能性の確保を基本としつつ、周辺

の景観と調和するとともに、高齢者、障害者等にも配慮した人にやさしい施設づくりを行うこと。

(2) 市町村が良好な景観の形成に関する基本方針、良好な景観の形成に関する計画その他の良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合は、当該施策に配慮すること。

## 2 援助及び啓発の実施

良好な景観の形成には県民及び事業者の自主的、主体的な活動が重要であり、これを促すため次のような取組を行います。

### (1) 援助に関する基本的な事項

市町村が良好な景観の形成に関する施策を策定し、及び実施する場合や県民等が良好な景観の形成に関し自発的な活動を行う場合には、専門的、技術的な知識や判断、手法等が必要とするため、市町村や県民等に対して財政的、専門的、技術的な援助及び情報の提供に努めます。

### (2) 啓発に関する基本的な事項

県民及び事業者の間に広く県土の良好な景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県土の良好な景観の形成に関する活動を行う意欲を高めるため、次に掲げる取組を推進するよう努めます。

ア 県は、「景観の日」には、県民等が広く参加できる事業を実施すること。

イ 良好な景観の形成に関する住民協定の締結を促進するため、その紹介等を行うこと。

ウ 「ふるさと眺望点」が青森らしい景観、地域らしい景観を実感できる場として親しまれるようその紹介等を行うこと。

エ 県は、良好な景観の形成に関する広報活動を積極的に行うとともに、シンポジウムや研修会等を開催すること。

オ 子供たちの景観に関する関心を高めていくため、学校教育等との連携を図りながら、良好な景観の形成に関する学習の機会を提供すること。

カ 県民が、景観に関するボランティア活動を容易に行えるような仕組づくりをすること。

キ 青森らしい緑を生かした景観が実現されるよう生け垣等を活用した緑化に關して啓発すること。

## 3 良好な景観の形成に関する法令等の活用

良好な景観の形成に関する法令等は、景観法を始めとし、自然公園法、都市計

画法、建築基準法、屋外広告物法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等多岐にわたっています。良好な景観の形成に関する施策については、これらの法令等との調整を図りながら、適正かつ効果的な運用を行い、総合的に良好な景観の形成を促進します。



青森県公共事業景観形成基準の変更の公表

青森県景観条例（平成八年三月青森県条例第二号）第十七条第一項の規定により定められた青森県公共事業景観形成基準を変更したので、次のとおり公表する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 枝 申 郎

青森県公共事業景観形成基準

第1 趣旨

この基準は、青森県景観条例（平成8年3月青森県条例第2号）第17条第1項の規定に基づき、県が実施する公共事業に係る良好な景観の形成（以下「景観形成」という。）のための基準を定めるものとする。

第2 運用方針

- (1) この基準の運用に当たっては、関係公共団体等との十分な連絡調整を図り、整合性のとれた景観形成に努めるものとする。
- (2) この基準による景観形成のための配慮の程度については、事業の目的や施設の安全性・機能性に支障の生じない範囲で、先導的な景観形成の必要性、景観形成に及ぼす影響等を個々に勘案し判断するものとする。

第3 共通事項

1 基本的な事項

- (1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に努めること。
- (2) 景観形成の先導的役割を果たすよう努めるとともに、将来の維持管理について配慮すること。
- (3) 計画地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望を妨げない箇所とするよう努めること。
- (4) 公共事業等の相互間の調和を図るよう努めること。
- (5) 計画地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう努めること。
- (6) 計画地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう努めること。

2 施設・設備に関する事項

(1) 法面

現況の地形や周辺の既存植生を考慮した上で、可能な限り、緩やかなこう配の採用や緑化等により、周辺景観との調和に努めること。

(2) 擁壁

圧迫感を緩和するため、規模、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観

との調和に努めること。

(3) 護岸

形態、意匠及び素材の工夫や緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

(4) 防護さく

形態、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。

(5) 舗装

伝統的町並み等を有する地域にあつては、意匠、色彩及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

(6) 展望広場等

計画地において、特に眺望の優れた箇所がある場合には、可能な限り、展望広場、ポケットパーク等の整備に努めるとともに、これらの施設自体が周辺の景観と調和するように配慮すること。

(7) 標識・サイン類

形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。可能な限り、設置数及び設置場所の適正化を図り、地域や沿線における統一性に配慮すること。

(8) 照明施設

形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、統一性に配慮すること。

施設をライトラップする場合には、過剰な光量とならないよう配慮すること。

(9) 雪対策施設

計画地が積雪地である場合は、防雪施設、堆積スペース等の設置に配慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に努めること。

3 その他

(1) 用地造成

可能な限り現況の地形を生かし、周辺景観との調和に努めること。

(2) 緑の保全・緑化

計画地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。

植栽に当たっては、自然的条件や周辺景観との調和を考慮し、可能な限り

郷土種の使用に努めること。また、地域の特性を踏まえ、季節感や潤いをもたらす花木の活用にも配慮すること。

(3) 維持管理等

維持管理及び修繕に当たっては、形態、意匠、色彩及び素材が全体として周辺景観に調和するよう努めること。

樹木等については、長期にわたって美しい景観に生かすことができるよう適正な管理に努めること。

第4 事業別事項

1 道路

(1) 路線の選定等

良好な景観を有する地域にあつては、その景観を損なわないような路線の選定を行うなど、周辺景観との調和に努めること。

路線計画に当たっては、良好な眺望が得られるよう、また、地域のランドマーク等の景観資源を利用するよう努めること。

(2) トンネル、スノーシエツド等

出入口は、形態、意匠、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

(3) 高架橋・歩道橋

形態、意匠、素材及び色彩の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

(4) 交差点

信号機柱、標識、照明施設等については、可能な限り、周辺景観との調和に努めること。

(5) 歩道・自転車道

路面については、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

必要に応じ、緑化、小広場の設置等により、潤いの場の創出に努めること。その際には、地域の特性又は統一性に配慮すること。

(6) 地下歩道等

上屋は、形態、意匠、色彩等の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、地下部においては、暗さや圧迫感を可能な限り緩和するよう配慮すること。

(7) 道路附属物・占用物

防護さく、照明施設、標識等は、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、地域や沿線における統一性に配慮すること。

快適な市街地の景観を実現するため、可能な限り、電線類の地中化を図るよう努めること。

#### (8) 道路緑化

都市部の道路にあっては、可能な限り、連続した植樹帯や植樹ますを設けるとともに、その他の地域の道路にあっては沿道の緑を有効に活用した緑化に努めること。また、中央分離帯や交通島についても、可能な限り緑化するように努めること。

植樹に当たっては、樹木の配置や樹高を工夫することにより、沿線における統一性に配慮すること。

### 2 橋りよう

#### (1) 橋りよう本体

形態、意匠、色彩等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮するとともに、必要に応じ造形的な美しさの創出に努めること。

#### (2) 親柱、高欄及び照明施設

橋りよう本体との調和に努めるとともに、形態、意匠、色彩、素材等の工夫により、地域の特性及び周辺景観との調和に配慮すること。

#### (3) 橋詰

橋りよう本体や高欄等との調和に努めるとともに、必要に応じ小広場等を設置し、周辺景観の眺望の場としての整備に努めること。

### 3 河川・水路

#### (1) 護岸

第3の2の(3)に準じる。

#### (2) 堤防及び高水敷

地域の自然景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に配慮すること。

#### (3) その他の工作物

水辺の植生等に配慮し、形態、素材等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

### 4 ダム

#### (1) ダム本体

形態等については、周辺の自然景観との調和に配慮すること。

#### (2) ダム湖周辺

可能な限り既存植生の保全や緑化を行うことにより、周辺景観との調和に努めること。

公園等の整備により、潤いのある場の創出に努めること。その際には、可能な限り親水性や眺望に配慮すること。

### 5 砂防・治山

#### (1) 堰堤

形態、素材等の工夫及び周囲の緑化により、周辺の自然景観との調和に努めること。

#### (2) 急傾斜地崩壊対策施設・山腹工施設

形態、素材等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めること。

### 6 港湾・漁港

#### (1) 防波堤、岸壁等

形態、意匠及び素材の工夫により、周辺景観との調和に努めるとともに、可能な限り親水性の確保に配慮すること。

#### (2) 建築物・工作物

形態、意匠、色彩等の工夫及び緑化により、周辺景観との調和に努めるとともに、関連施設相互の調和にも配慮すること。

余余地においては、緑化等を行い、潤いのある空間を創出するよう努めること。

### 7 海岸

#### (1) 堤防等

形態、意匠及び素材の工夫により、周辺の自然景観との調和に努めるとともに、親水性の確保に配慮すること。

#### (2) 海浜

自然海浜は、可能な限り保全に努めるとともに、海浜公園などの人工海浜を整備する場合は、周辺の自然景観との調和に努めること。

### 8 公園・緑地

#### (1) 施設

位置、形態、意匠、素材等の工夫により、園内や周辺の景観との調和に努め

ること。特に、休憩施設、遊具、園路等については、可能な限り地域性のある素材の活用に配慮すること。

(2) 駐車場・自転車置場

配置等の工夫により、周辺景観との調和に努めること。

(3) 緑の保全・緑化

第3の3の(2)に準じる。

9 公共建築物

(1) 建築物本体

ア 位置、規模、形態及び意匠

地域のシンボルとなる山稜<sup>ウエラ</sup>近傍地<sup>ウエラ</sup>にあつては、主要な視点場からの稜線<sup>ウエラ</sup>を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模、形態及び意匠の工夫に努めること。

良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模、形態及び意匠の工夫に努めること。

道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するよう位置、規模、形態及び意匠とするとともに、高層の建築物にあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりのある空間を創出するよう努めること。

市街地にあつては、周辺の建築物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置、形態及び意匠とするよう努めること。

建築物が全体として、まとまりのある形態及び意匠とするよう努めること。

イ 色彩

周辺景観と調和する色彩を用いるよう努めること。

多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

ウ 素材

周辺景観と調和する素材を採用するよう努めること。

可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう努めること。

(2) 敷地

敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう努めること。特に、住

宅地等にあつては、敷地の周囲は生け垣等により緑化するよう努めること。

敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう努めること。

(3) その他

建築物本体は、周辺景観との調和に配慮しながら、必要に応じ地域のシンボルとなるよう努めること。

一つの敷地に複数の建築物や工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に努めること。

敷地内は、必要に応じ彫刻、モニュメント等を設置し、魅力的な空間の創出に努めること。

敷地内は、可能な限り電線類の地中化に努めること。

建築物の撤去後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。

必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられるような景観の形成に努めること。

10 農地・森林

農地の整備に当たつては、自然環境に十分留意するとともに、潤いがあり四季を映す田園景観の形成に努めること。また、森林における施業に当たつては、森林景観の連続性を損なわないよう努めること。

(発行所・発行人) 青森県報社 青森市報社 青森市報社	(印刷所・販売人) 青森市第一印刷所 青森市第一印刷所 青森市第一印刷所	毎週月・水・金曜日発行
青森市報社 青森市報社 青森市報社	青森市第一印刷所 青森市第一印刷所 青森市第一印刷所	定価小口一枚二付十五田一銭